

令和2年3月吉日

お客様各位

株式会社ジェイメック

紫外線療法 診療報酬改定について

謹啓 早春の候、貴院ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、2020年4月1日（水）より適用される令和2年度診療報酬改定についての通達がございましたので、ご案内申し上げます。（令和2年3月5日保医発0305第1号）

主な改定内容

◆ J054 皮膚科光線療法・・・円形脱毛症の追加

※弊社製品は、エクストラック・ヴィトラック・エクシス308・ジェイトラックが対象となる予定です。

機械のご相談やご質問などがございましたら、担当営業、または下記宛先までお気軽にご連絡いただければ幸いです。

今後とも末永く弊社製品をご愛顧賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

セミナーコンシェルジュにて、弊社取扱製品
エキシマレーザー XTRAC® [エクストラック] の
紹介動画をご覧ください。

https://jmec-seminar.com/movie_info/



株式会社ジェイメック

<https://www.jmec.co.jp>

JMEC
FOR THE PATIENTS' SMILE

東京本社	〒113-0034	東京都文京区湯島3-31-3 湯島東宝ビル	TEL.03-5688-1803	FAX.03-5688-1805
札幌営業所	〒065-0024	北海道札幌市東区北24条9-1-33 ナベビルⅡ1F	TEL.011-748-4311	FAX.011-748-4312
名古屋営業所	〒461-0004	愛知県名古屋市中区葵3-23-3 第14 オーシャンビル6F	TEL.052-979-5661	FAX.052-979-5662
大阪営業所	〒564-0063	大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル9F	TEL.06-6388-1866	FAX.06-6388-1151
九州営業所	〒854-0036	長崎県諫早市長野町1475-5	TEL.0957-35-8300	FAX.0957-35-8301
九州製造所	〒854-0036	長崎県諫早市長野町1475-5	TEL.0957-35-8300	FAX.0957-35-8301

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)

令和2年3月5日保医発 0305 第1号より 別添1 (医科点数表) 以下抜粋

URL : <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000603981.pdf>

J054 皮膚科光線療法

- (1) 赤外線療法は、ソラックス灯等の赤外線を出力する機器を用いて行った場合に算定できる。
- (2) 紫外線療法は、フィンゼン灯、クロマイエル水銀石英灯等の紫外線を出力する機器を用いて行った場合に算定できる。
- (3) 赤外線又は紫外線療法（長波紫外線療法及び中波紫外線療法を除く。）は、5分以上行った場合に算定する。
- (4) 長波紫外線又は中波紫外線療法は、長波紫外線（概ね 315 ナノメートル以上 400 ナノメートル以下）又は、中波紫外線（概ね 290 ナノメートル以上 315 ナノメートル以下）を選択的に出力できる機器によって長波紫外線又は中波紫外線療法を行った場合に算定できるものであり、いわゆる人工太陽等の長波紫外線及び中波紫外線を非選択的に照射する機器によって光線療法を行った場合は、赤外線又は紫外線療法の所定点数によって算定する。
- (5) 中波紫外線療法（308 ナノメートル以上 313 ナノメートル以下に限定したもの）は、いわゆるナローバンド UVB 療法をいい、308 ナノメートル以上 313 ナノメートル以下の中波紫外線を選択的に出力できる機器によって中波紫外線療法を行った場合に算定する。
- (6) 長波紫外線療法又は中波紫外線療法は乾癬、類乾癬、掌蹠膿疱症、菌状息肉腫（症）、悪性リンパ腫、慢性苔癬状皰癬疹、尋常性白斑、アトピー性皮膚炎又は**円形脱毛症**に対して行った場合に限り算定する。
- (7) 赤外線療法、紫外線療法、長波紫外線療法又は中波紫外線療法を同一日に行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。また、同じものを同一日に複数回行った場合でも、1日につき所定点数のみにより算定する。
- (8) 皮膚科光線療法は、同一日において消炎鎮痛等処置とは併せて算定できない。